

武石委員長

ただいまから、議会運営委員会を開く。

本日は、6月13日の議会運営委員会において決定した「南海地震発生時における議員活動指針」の見直しについて御協議願うため、お集まりいただいた。

前回の議運では、見直しの方向性として、地震発生時に議会が災害対応していく上での体制整備と地域における議員の活動内容や議会活動への位置づけの明確化を検討していくこと、また、東日本大震災の際の東北3県の取り組み状況を把握するため調査出張を行うこと、大きくこの2点を御決定いただいた。

本日は、見直し作業を具体的に進めていくために、見直しの検討項目や作業の進め方などについて御協議をいただきたい。

また、災害対応を考えるに当たっては、執行部の災害対応の体制や活動計画なども踏まえた上で、情報の収集・伝達などの連携を図っていくことが必要となる。本日は、危機管理部長以下、執行部の関係職員に御出席いただいているので、議論を行う中で執行部の南海トラフ地震対策の現状や、現時点での考え方なども適宜聞かせていただくようにする。

それでは、お手元の資料に沿って協議を進めてまいりたいが、その前に、危機管理部長より発言を求められている。

(野々村危機管理部長、消防政策課職員の飲酒運転について陳謝)

## 1. 「南海地震発生時における議員活動指針」の見直しについて

### (1) 見直しの方向性と検討項目等

武石委員長

最初に、協議内容1の「見直しの方向性と検討項目等」についてである。資料2ページをごらんいただきたい。

まず、見直しの方向性については、1にあるとおり、東日本大震災における東北3県の具体的な活動状況や活動を行う上での課題等を調査・研究して、現行の活動指針の充実を図ろうとするものである。

具体的にどのようなことを検討していくかについては、2の「主な検討項目」で大きく3項目の案を挙げている。

まず、1つ目が「議会の組織体制の整備」についてである。

前回の議運でも申したように、災害が発生した際に、議会が適時・的確に対応していくために、また、議員が地域活動を行っていく上での根拠を明らかにするという意味でも、災害発生時の組織体制のあり方が重要になると思われるので、東北3県の取り組みを参考にしながら、検討してはどうかと考えたところである。

続いて、2点目が「議員活動の明確化」についてである。

現行の活動指針では、「議会としての対応が決定されるまでの間、原則として各地域において被災状況の調査等にあたる。」としているところ。被災状況等は地域ごとに異なるので、一律的に活動内容を規定することは難しい面もあるかとは思いますが、東北3県から、議員の具体的な活動内容や活動を行うに当たっての課題、議会として課題にどう対応したかといったことを調査し、議員活動のあり方について検討してみたいと考えている。

3点目が「執行部等との連携」についてである。

議会あるいは議員が災害対応活動を行う上においては、被災状況などの情報収集や議員が収集した地域情報の伝達などの面で、執行部とどのように連携していくかが大切となる。

岩手県議員が県の災害対策本部へオブザーバー参加したというような状況もあるようだが、東北3県の連携のとり方も把握しながら、執行部等との連携のあり方について、検討を行っていききたい。

なお、この3点以外にも検討すべき事項があるかと思うので、きょうこの場で御提案をいただいて、検討項目として追加すべきものは追加していききたい。

それでは、協議に移る前に、現時点で検討項目としている3項目について、事務局から検討の視点などを説明させる。

川村総務課長

まず、資料の2ページ。

1番の見直しの方向性については委員長から御説明があった。

2番の主な検討項目というところで、簡単に説明をさせていただく。

まず大きな項目、議会の組織体制をどうしていくか。前回のこの場でも説明したが、現行の指針においては、発災後5日目に各派代表者会を開催する、それまでの間は、正副議長がいろいろ情報収集等をして、そこに備えていくというような形になっているが、その隣右側にあるように、東北3県においては、発災後1週間内外のうちに、議員連絡本部であったり、いきなり特別委員会であったり、形は違うが、そういう組織体制を整えて、議会としての活動を開始していると、こういう状況があった。

今回は、この東北3県の設置の考え方とか活動内容等を調査して、右端にある検討の方向性として、高知県の活動指針に、こういう組織体制、というようなことを盛り込んでいくかどうか、あるいは盛り込むとした場合に、組織体制についてどういう形を考えていくのか、そして、その中に議会としての活動のあり方というものをどのように整理していくのかというようなことになっていこうかと思う。

それからその下、議員活動の明確化というところだが、ここは先ほど委員長からもあったが、とりあえず、議会としてどう対応していくかが決定されるまでの間、議員は、各地域において、被災状況の調査等に当たるということになっている。

ここは、東北3県の状況というのは、まだ明確になっていない。

そのため今回照会等を行うことによって、東北3県の活動状況等を把握して、私どもの指針において議員がどういう活動を行っていくのか、あるいはそれを議会活動の中へどう位置づけていくのか。議員活動の中でいろいろ課題等も見えてきょうかと思う。

そういう課題に対してどういうふうにフォローしていくのかというようなところを御協議いただいて、活動指針にどう盛り込んでいくかというようなところを御検討いただくということになるかと思う。

それから最後に、執行部等との連携。

現在の活動指針では、議会と執行部間の情報交換というようなところまでの規定である。

これも東北3県でどういう連携をとったかというのは、なかなか具体的なところはまだ見えていない。岩手県のオブザーバー参加というようなところがあったが、これはもう1カ月が過ぎてからである。発災直後からどういう形で連携をとったかというところまでは見えていない。

こういうところも調査をする中でいろいろ聞き出して、高知県議会としての執行部との連携のあり方、あるいは議員が地域活動を行っていく上で、地域の災害対策の拠点等とどういうふうに連携をとるのか、あるいはその他の機関、例えば市町村とかが考えられるが、そういうところとの連携のあり方。

こういうところを御協議、御検討いただくと。これが大きな3つの項目ということ

で、とりあえず考えている。

武石委員長            それでは、協議に入る。

坂本（茂）委員        大项目的にいくと、市町村との連携と地域との連携という項目は、ちょっと大きくあるのではないかなと思う。

武石委員長            今の坂本委員の御意見も尊重をして、新たに項目立てをするのか、結局それも議員活動に含まれるんじゃないか、それも御議論いただく。

米田委員                照会事項についても、一緒に提案してもらったほうが話がスムーズに進むのではないか。

武石委員長            照会事項の案について、事務局から検討の視点などを説明させる。

## （２）東北３県からの聴取事項

川村総務課長        資料３ページから説明する。

先ほどの大きな３項目という整理の中で組み立てをしていることについて御了解いただきたい。

まず３ページ。

１番が、組織体制関係ということで、東北３県の組織体制の状況あるいは活動状況等を把握していこうということである。１番上が宮城県、真ん中からが岩手県、福島県という分け方をしている。

これは、宮城県は、当初から特別委員会を立ち上げており、岩手、福島は、当初は議員連絡本部あるいは議会の災害対策本部を立ち上げた上で、一定時期に特別委員会に移行している。こういう違いがあるので書き分けをしているということである。

まず、宮城県。

①の災害発生初期の体制整備の検討状況等ということで設問を考えているが、１つ目の丸、宮城県は、当時議会中だったということもあって、議会の議決を必要とする特別委員会を即時に立ち上げているという状況があった。

ただ、こういう災害は、議会が開かれているときに起こるといふことにはならないので、じゃあ、もし議会を開いていないときに、こういう状況が生じたら宮城県はどういうふうにならねかと、今考えておられるのかと。例えば、岩手、福島のように災害対策本部みたいなものを立ち上げておいてみたいな検討があるのかどうかというのを聞きしようとしたのが１つ目の丸である。

それから２つ目の丸。

とりあえず、宮城県も各派代表者会議を招集してということを考えておられるようなので、じゃあその招集基準というものはどういうふうなものと考えておられるのか。例えば、震度幾らで招集するとか、どういう考えを持たれておられるのかということを確認したいということである。

それから②は特別委員会について。

これは特別委員会の役割とか、そういうものはどういうふう整理されておったのか、かつ特別委員会でどういうふうな活動をされたのか、その辺の活動実績等を調べさせていただきたいというふう考えている。

それからもう１点、特別委員会の中で、内部機関、理事会を置いたというところま

で分かっているが、それ以外に活動体制を細分化して、業務分担等を行ったような状況があるのかどうか、というようなところを調べてみたいと考えている。

続いて岩手県、福島県。

こちらは、①に書いているが、議員連絡本部等を最初に立ち上げて、それから、特別委員会へ移行している。特別委員会の立ち上げは、議会中だったのでこの2県も可能だったわけだが、そういう状況の中でとりあえず議員連絡本部等の立ち上げを先行した、そこら辺の考え方もぜひ聞かせてもらえればと考えている。

具体的に議員連絡本部等の設置目的であるとか役割、それから、立ち上げの基準というものの設定があるかどうか。それと、同じように内部機関というものを置くように考えているのかどうか、こういうことを調べてみたいと思う。そして最後に、議員連絡本部等の活動実績というものを教えてもらうように考えている。

それから②。途中から特別委員会に移行しているので、特別委員会へ移行するタイミング。どういう考え方のもとに、特別委員会に移行したのか。

後の丸2つは宮城県と同じである。

特別委員会の内部機関等、あるいは活動実績というところを聞いてみたいということである。ただ、そこにちょっと※印で書いているが、なるべく向こうに負担をかけないようにということで、もう既に既存の資料がまとまっていたら、そういうものの提供を受ける中で整理をしたいというふうには考えている。

続いて4ページ。

今度は議員活動の関係ということである。

①に災害時の議員活動。

議員が、被災地でどういう活動を行ったのかというところ。発災以降1週間まで非常に混乱している中での活動、あるいは一定安定を見た中で、ひと月経過ぐらまでの間にどういう活動をされたかというような分け方で聞いてみたらどうかと考えた。

それから2つ目の丸。

議員の活動内容を、例えば先ほどあったが、特別委員会とか、あるいは災害対策本部の規定の中で明確に位置づけをされておったのかどうかというようなところ。それからその下、議員の活動の中で議会活動、いわゆる公務と位置づけることができたようなものがあったのかどうか。その内容等と位置づける上での根拠というものがおありのようなら、そこをお伺いしたいということである。

それから②が、議員活動を行う上で、どんな課題があったのか、それにどういう対応をされたのかというところである。

ここが非常に大切になってこようかと思うが、いろいろ議員さんが活動を行う上で、障害とか課題が情報収集一つとってもあったかと思う。

それに対して、そこでは例として、高速道路の通行規制への対応だとか、自動車燃料の確保とか情報収集とか挙げているが、どんな課題等があって、それにどういうふうに対応したのか、あるいは、そのときは対応できなかったけれども、これからはこういうふうに対応していきたいというような整理があるのかどうか、そういうことを確認したいと思う。

それから3番の執行部との連携。

一つは、当然のように県の執行部、災害対策本部等との連携ということがある。

東北3県においてどのように連携をされたか。災害対策本部の会議へ参画されたような状況があるのかとか、あるいは、情報の収集伝達というようなところでルールを定めておられる状況があったのかどうか。

もう一つ、これは似通っているが、議員が収集した情報、あるいは議員に対して議

会のほうから情報の提供を行う場合に、議会として何か統一的なルールを定めたような状況があるのかどうか、窓口を議会で一本化したというようなところもあるようにも聞いているので、その辺のところをお聞きしたいと思う。

それから、執行部との間で連携を図っていく上でどんな課題があったのか、そこにどう対応したのかということも聞かせていただきたいと考えている。

それから②で先ほど出たが、市町村との関係。

市町村との関係でどういうふうに連携をとられたのかということ。課題が何だったかということもあわせて、ということ。

それから③、その他の機関ということで、それ以外のところでどこかと連携を図ってというところがあれば、それも調べてみたいということ。

それと最後5ページ。これは関係してであるが、主に事務局等に関わってくる部分である。

議員と発災直後に連絡をとったり、あるいは情報を提供させていただいたりするときの手段。

停電であったりとか、そういう状況がある。どういうふうに対応されたのか、それから災害時の議会設備の状況、そこに3項目ほど挙げているが、これも参考までに、聞かせていただけたらと考えている。

武石委員長

そもそも議運でこの指針の見直しをしようというのは、発災時の議員の活動の根拠を明確にしようというもの。市町村の災対本部にもどういう権限で入るのかということが非常に不明確で何をしようのかがわからなかったとか、高速道路の通行規制の対応等、それから、そもそも活動するにも、ガソリンが手に入らなかったというようなこともあったと宮城県からお聞きをした経過もある。

したがって、その辺もつまびらかにして、発災後直ちに議員としての責務が果たせるような体制をつくっていかうというのが今回の見直しの発端になった。その件についてどうか。

御自由に御意見を願います。

加藤委員

2点申し上げる。

1点目、東日本大震災の事例も含めて、国会議員の対応はどうだったのかということも、ひとつ参考にしたらどうか。

2点目、何のためかということ、やはり県民のため。緊急時にいかに議会が対応すべきなのかということなんだろうと思うが、そういう意味では、緊急事態においては、ある程度の権限を集中させるということは非常に重要になってくる。

例えば、執行部であれば、専決処分をどうするのかとかである。東日本大震災のときは、専決処分をしたというお話も聞いているが、権限を集中させるということも大事だと思う。

船頭多くして舟山登るではないが、あまりいろいろな権限を議会につけ過ぎると、県民のためという目的から外れる可能性もあるため、そこは慎重に検討すべきではないか。

武石委員長

今の加藤委員の御意見に関して情報があれば、橋口副部長、説明願う。

橋口副部長

国会議員がどういう対応をされたか、どういう根拠でということは承知していない。国政調査権等いろいろな根拠により動かれたのだろうと思うが。

例えば、燃料の確保については、ちまちました燃料の確保というよりは、地域を超えて大きく動かすという点において、国会議員がいろいろな検討をし動いたということとは聞いている。

また逆にいろいろな意味で、情報がさまざまな国の省庁に要請という形で行って、逆に混乱したということも多々聞いている。

それから権限の集中。東日本大震災の場合、たまたま東北の多くの県は、議会開会中であったかと思うが、そうでないときに、どういった行政上の処分が要るのかということについては、恐らくは専決という形でさせていただいて、落ち着き次第、改めて報告して、御承認をいただくという手続になろうかと思うが、そこはこちらとしても勉強させていただく。

武石委員長

国会議員が各省庁へ行って云々ということがあったが、その辺も参考にして、我々としても、どこに行って何をするのか、それで混乱を招くようなことになってはいけないので、何をすべきなのかを明確にしておく必要はあると思う。

中面委員

宮城県議会における特別委員会を参考にした上で、じゃあいつまでやるんだという話。

宮城県の場合は5日間。とりあえずの話であろうが。それで現地対策本部がスムーズに動き始めて復興に至ると。

高知県が被災した場合、議会が特別委員会を設置した上で、本会議が開催できるような状況になれば、もう問題ないと思うので、それまで、とりあえず特別委員会を設置するとか、そういう具体的な検討してみたらいかがか。

浜田議長

現時点では正副議長は、災害が発生した場合、すぐさま県議会へ来なさいということになっている。

現実問題として、ここと本庁は離れているので、当面、今シミュレーションをやる場合に正庁ホールを使って、あそこで災対本部みたいな形をつくってやっている。実際は、防災作戦室を使われるのか。

橋口副部長

以前は確かに正庁ホールでやっていたが、現時点では、3階の危機管理部の隣の税務課がいたスペースをちょっと空けた。そこはちょうど作戦室と向かいになる。

その部屋を一体的に私どもの執務スペースも含めた形で大きく使うこととしている。正庁ホールのほうは、恐らくは、自衛隊等といった外部機関が使うということに、今想定を変えている。

浜田議長

議会としては、当面正副議長は県議会にいて、各地域に分散している議員、その時点どこにおられるかわからないが、議会で議員の情報収集するということになるだろうが。

ここで議会棟と向こうと、連絡員がしょっちゅう往復して、情報収集すると非常に無駄な動きかなと思う。できたら、特別委員会を立ち上げるまで、正副議長は、災害対策本部の税務課の部屋の片隅でもいいから、そこにちょっと席を置かせていただいて、リアルタイムで、執行部からの情報収集と意見交換をできるという形が一番望ましいんじゃないかと思っている。

それから、議会棟は、非常電源の自家発電装置はないですね。

- 川村総務課長 | 現時点では、議会棟にはない。
- 浜田議長 | ということは、当然県庁内の非常用電源を議会も使わせていただくということになるかと思うので、特別委員会をどこで、議会棟でやれるのか、そんなことも考えなければならぬ。それも含めて、東北の視察に行ったとき、そんな状態がどうであったのか、無駄がなかったのかとか、また、議会があまり、執行部の災対本部に口を出すことによって、逆に、足手まとい、御迷惑をかけてもいかんということもあろうかと思う。  
そこら辺も含めて、東北3県にお伺いをしてみたいなと思っている。
- 川村総務課長 | 浜田議長から非常電源のお話があった。  
確かに今時点では、非常電源というのは、ここでは対応できないようになっている。  
ただ、管財課と話をする中で、議会も何かあったときに、対応しなきゃならない、協議をする場も必要だということで、来年度に向けて最低限これぐらいの電気が必要だということを整理して、予算措置ができないかというようなところを検討しているところまで来ているので、そこは、また改めて御報告できるかと思う。
- 中面委員 | 例えば、私が自分の地元で被災したとすると、宿毛市とか大月町、三原村、自分の選挙区にそれぞれ市町村単位の災害対策本部が立ち上がる。それに対して、県議がどういう関わり方をしていくのか。災害対策本部の一員としてできるのか、あるいは単に県議として情報収集に行くだけなのか。  
そこらあたり決めておいたほうが動きやすい。例えば、市町村の災害対策本部の一員として、地元の県議は参加するということには、向こうのオーケーがもらえないといけない。
- 武石委員長 | 中面委員から御意見もいただいたが、まず議会の組織体制の整備ということになるかと思う。  
総務課長から御説明いただいたように、活動指針に組織体制の整備を盛り込むかどうか、盛り込む場合、どのような組織体制にするのか、そしてその中では、議会としてどういった活動をするのかということについて、まず皆さんの御議論をいただきたい。  
例えば、発災後自動的に、災対本部が議会に立ち上がるというふうにするのか。これも特別委員会ということになると、また議事手続を踏まなくてはならないことになるので、その辺御議論いただきたい。
- 土森委員 | 中面委員の言われていたことは、非常に重要である。  
前提として、そこにいる議員がどれだけ発災直後に議員としての権限を有するかということになってくる。  
気仙沼では、自衛隊、行政関係、関係する人たちが集まって、そこで対策本部をつくって、見事に連携プレーをやった。そのときに、県会議員という立場の人たちは入っていなかったと思う。  
だから、そういうことも考えた上で、県会議員として災害発生後、直ちにどういう役目を担うかということも非常に重要なことだと思うし、そのことを踏まえた上で、一つの組織体制というのをつくっていく必要がある。

いつ来るやら分からん、どこにおるやらわからんという状態である。だから、なかなかその辺がどういうふうにくくりつけていくかということは難しいが、議員の権限と、立場、組織、責任、これをしっかりしておく必要がある。

武石委員長

活動の根拠、権限、立場、そういったことを明確にしようと、こういった御意見である。

東北へ照会をかけるが、東北では特別委員会が設置されたり、災害対策本部が設置されたりしたが、まず、特別委員会を招集するとなると、どういう議事手続が必要なのか。改めてここで確認する。

事務局長、説明願う。

浜口局長

特別委員会は議会の議決によってということになっているので、やはり本会議開会という手続を踏んでいただかなくてはならなくなるというのが、一番大きな実際上の問題である。

武石委員長

特別委員会では、発災後すぐ動くという活動根拠にはなり得ないということになるので、特別委員会ということではなくて、災害対策本部が何らかの条件のもとに自動的に立ち上がるということも考えられるが、その点について御意見願う。

中面委員

議会災害対策本部が立ち上がると、まずは、議員に何人連絡がとれるかである。とった上で、それぞれの議員がどういう活動ができるかの話。連絡をとった上で、それぞれに権限を付与するという形、これは自動的にできるのか。

局長、説明願う。

浜口局長

今の現状である。

高知県は、自動招集という形で、5日目に各派代表者会を開くという形にしている。これは、人数的には小ぶりの組織であるので、一つは、出て来れる、出て来られないという問題については、一番集まりやすい、一番小さい単位である。

まず、そこで5日間の時間を置いているのは、先ほどお話も出たように、そこにいらっやらないケースもあるし、御自身が被災されるケースもあるため、1週間程度は公的な活動をするというのはなかなか実際的な話ではないだろうということ。

他県も大体何日目というのがあるが、どうやらそういったことなのである、一週間のうちに安否確認等を行った上で、その状況も見きわめながら、代表者会で動ける議員と動けない議員とがそれぞれどんな状態なのかということ踏まえ検討するということが、今のシナリオと考えている。

中面委員

立ち上がるまで4、5日の間は全く元気であっても、議員としてのいろんな活動ができないということか。

浜口局長

議会としての対応ができない。

一方、議員であるわけだから、お元気な個々の議員が、議会としての活動ではなくて、単純に申せば、公務と政務活動との違いみたいなイメージで、当面5日の間は、政務活動的なイメージで動いていただくことになるかというのが、今のざっくりとしたイメージである。

そこをどういうふうに整理していくかということが御協議いただいているところか



と思う。

武石委員長

5日目、自動的に集まれよということになるわけだが、集まる代表者の議員の身分について。

道路が寸断されているかもわからない、燃料もないかもわからない、そういったときに、自分は各派代表者会があるんだと、だからガソリンを優先的に入れてくれだとかいうことができるのかどうかだ。

例えば、各市町村の災対本部に要請ができるのかどうか、通行どめがあったとしたら、それを通れるのかどうか。

問題となるのは各派代表者会の重要性である。本当にこの各派代表者会というのが非常に大事であれば、どんな手段を使ってもここに集まらないと議会が動かないということになる。

だから、そこの権限が不明確だったから東北でも混乱したということがある。

では、的を絞るために代表者会に集まる議員の身分がどういうふうになると考えるのか、それも我々が協議していく。

浜口局長

代表者会は、会議規則をその設置根拠とするものだが、自治法改正によって正式の議会の会議と位置づけられるものであるため、公務としての普通の議会活動という世界の中にきちんとおさまるということになっている。

したがって、御指摘の点で言うと、今現在ではまだまだ議会内部の内規に過ぎないため、対外的には、率直に申し上げて御指摘のとおりである。対外的な効力、そのツールのところが欠けているという部分は確かにある。

武石委員長

対外的な立場というところを明確にしないと動きづかったというのがあるわけだが。

中面委員

私の西南豪雨のときの経験である。

大月町が非常に孤立した。情報がない、道路がないという状況の中、オートバイで駆けつけた。そして、大月町の柴岡町長と2人でいろいろな場所に行った。

町長は4輪駆動の小型ジープをお持ちであったため、それで2人で行った。車の通れない集落には、私個人がオートバイで駆けつけて行って、情報収集して帰ってきて、町に知らせる、そういう活動をした。

宮城県の方に聞くと、自分の選挙区が広がったとか、町村と県会議員との交流がなかったとかいったとき、行くにも行けんのですよということであった。

権限もないし、付き合いもないし、それで困りましたという話をお聞きした。そういうときにも、やっぱり早い時期に何らかの権限が与えられれば、その市町村に駆けつけて、救助なり情報収集ができる。できるだけ早く、そういった体制を作るのが重要ではないか。

武石委員長

その御議論をいただくわけだが、災対本部が県議会に自動的に立ち上がるということにしたとして、それで、この議会に代表者が集まるにしても、どこのルートが通れるか、それはテレビのニュースだけ見てもわからない。とういうことは、近くの、あるいは最寄りの地域本部、あるいは市町村の災対本部に行って情報収集しないと、自分が議会に行く手段だって分からない。では、その情報を求めるためにどういう身分で行けるのかということになってくる。

自動的に災対本部が立ち上がるということにしたとして、その権限の下に、地域本部、災対本部に出入りして情報収集して、とり得る手段で集まる、あるいはしかるべき議員活動を始めるということが可能かどうか。

局長、現時点での御所見を説明願う。

浜口局長

まず、災対本部という組織そのものをどのように位置づけるか。

議会の正式な組織として位置づけるというお考えでいくなら、規則を改正してそのように位置づける必要があるかと思う。

それと、災対本部、あるいは特別委員会でもいいが、災害対策用の緊急時の組織はもう自動的にやるよと、この方向で御指摘があれば検討するが、緊急時にはそうやって自動的に立ち上がるというところを規則の中に読み込んでいくというのが、一つの方法ではなかろうかと思う。

武石委員長

その場合に、例えばそれと別の方法として、発災前から、特別委員会を立ち上げておいて、いつ発災があろうともその身分で動くということが可能なかどうか。

そしてそもそも、特別委員会等、災対本部の権限とか、立場といったものがどうなのか、それはいかがか。

局長、説明願う。

浜口局長

特別委員会としてずっと立ち上げっ放しというのは、終期のない特別委員会という形に整理をせざるを得ない部分が出てくるので、一つ、そこは大きな問題かと思う。

従来どおりの枠の中へ入るやり方ではあるが、やはり災害ということから言うと、自動。発災時に、何らかの形で特別の組織が立ち上がるという形のほうが。規則を改正しても、そのような形のほうがよろしいのではないかと思う。

武石委員長

規則を自動的に災対本部が立ち上がるというようなものにしておいて、すぐに活動が始められる。こういうところですね。

米田委員

見直しの検討項目もどこも基本的にこれでよい。

調査の中で何か出てきたら、また深めていったらよいと思う。

実際は、東日本大震災の場合は、幸いなことに、各議会の開会中であつた。だからこういう手立て、それぞれ特別委員会か本部か別にしてもこういう手立てが打てた。しかし、そういってもなお大変なことがそれぞれあつたので、実際にこういう状況にあつた各県がどういうことで、議会として役割が果たせて、何が足らなかったか、お聞きしなければならない。実際に聞かないと。率直に言えば、何か空論ではないが、そういうふう聞こえる。

それから、例えば福島県議会。これ見たら機動的な活動計画を組まれたなという感じはする。

最初から特別委員会という、ちょっと性格が違う。

とにかく発災時には、救助、救援、復旧にやっぱり議会として議員としてどう臨むかということが非常に問われているわけで、それはやっぱり県の災害対策本部と有機的に連携して、とにかく前に進むようにする体制を議会としてもとるべきというふうに思うので、気持ち的には、感覚的にはまず、本部を立ち上げたほうが、機動的に活動できるのではないかと思う。

率直に言って、実際それぞれの県がどんな苦勞をされて、今振り返ってどういう点

が足らなかったとかいうことを十分聞かないとよくわからない。

なおかつ問題は、議会開会中でもこれほど大変な状況の中で、今出たように、議会開会中でないときにどうするかということは、またこれを踏まえて検討していったらいいのではないか。

武石委員長

災対本部を規則によって自動的に立ち上げるという線で、これからの議論を進めていってよろしいか。

(異議なし)

武石委員長

それでは、活動の中身について、そういった立場で何をすべきなのかということに議論を移す。

先ほど加藤委員の意見にあったように、あまり議員が、いろんなところへ出入りして、あっさり言って足を引っ張るようなことをしてもいけない。有効に活動していかねばいけない。こう思うが、皆さん、自分の選挙区で、発災時に、自らが何をしなくちゃならないのかということイメージしながら、そのためには、何がどうあるべきなのかということを御意見として賜りたい。

橋口副部長

参考までに。

まず、発災後にどう行動されるか、それぞれお考えがあると思うが、やはりどこにいるか分からないということもあるので。

直ちに駆けつけられなければ、やはり私どもは災害対策支部を県下5カ所に設けるので、そこは幸い散らばっているので、そこにまず来ていただくとか。

県外におられる場合、県外事務所も同じように災対態勢に入るので、そこで一定の情報は共有できるので、そこに駆けつけていただくようなやり方というのも一つあるかと思う。

それから、先ほどどういったルートを通っていいかわからないという話もあったが、現在は、あくまでネットが何らかの形で生きていることが前提ではあるが、いろいろな被災状況をシステム上に全部入力していくようになる。その情報は全て、災対支部も市町村も、パスワードがあれば議会の側からも、パソコンさえ見れば、どこの道がだめとか、どこで火事があるとかいったことを、まだこれからの運用なので練習しないといけないが、確認することができるので、まずは、県の執行部のそういう出先というかそういったところに、まず御連絡いただければと思う。

それと、ガソリンとか通行できない、そういったところは確かに課題であって、救急車とか消防車とか、応急救助機関、ああいったものは当然優先的に通行できるが、それ以外は、県有車両であってもなかなか厳しいところはある。やはり、災害時に優先通行証のようなものを発行して、高速道路の通行ができるような、あるいはガソリンの手配ができたときにも先に入れられるような、そういった仕組みをつくらないといけないかと思う。

土森委員

私の言おうとしたことを言ってくれたが、実際、発災直後は、執行部の対策本部が情報が一番早い、全部の情報について。まず、我々はどこにいても情報を収集しなければならぬ。その上で、どう活動できるかということになってくる。

それと、県の対策本部だけでなく、例えば四国の整備局が来るとか、自衛隊が来るとか。

総合的な情報収集をするところが、県の対策本部、そこから各支部に情報を発する。

そこは県会議員として、我々が情報収集をする上で、どう行動したらいいか、そういうことを決めておく必要がある。そこに、責任と権限というものが出てくると思うし。

なかなか県会議員やきちょっとガソリン分けてくれなんて、とてもではないが、何を言いゆうがっていうふうなことになってしまう。

混乱しているわけである。その上で、例えば各派代表者会というような話になったとき、5日という日にちを限定しておくというのは非常に危険である。代表者会ができる環境が整ったときに、代表者会を開く。特別委員会は、委員長の先につくっちゃったらどうかという話は、それも一つの方法としてある。

順番的に言うと、やっぱり特別委員会設置というのは、ある程度情報収集が進んだ後ということになるだろう。

そういうことで、例えば西のほうなんかは、例えば黒潮町に34.4メートルの津波が来たら一切動けなくなってしまう。そんなことも考えると、職員、市民からの情報収集の中で、議員活動していくということが一番ベースになってくるのではないか。

浜口局長

今現在というか仮置きのものも、高知まで出てこられないケースが結構考えられるということで、まだ、地域本部の考え方が出てきていない前の案だったので、とりあえず土木事務所、これは地域本部に当然変えていかなければならないものと思っているが、今現在も交通関係のことがあって高知へ来られないというケースは想定している。

かつ、一方では情報を入れていただくというその出し入れ、情報に関する出し入れは、それぞれの土木事務所でやっていただくのがスピード感が担保できるということと、それから動ける範囲内でのということ、活動の考え方として定めさせていただいている。

武石委員長

発災時、発災後、何か急に議会で決め事をしなくてはならない事態は考えられるのか考えられないのか、執行部、説明願う。

多分そんな悠長なことにはならないだろうと思うが、その場合は手続上、どういったことが考えられるか。手続が必要であるとしたら、いつごろの時期になると考えられるのか、現在、考えられる範囲ということで構わない。

局長も含めて、説明願う。

野々村  
危機管理部長

当面、予算の動きにしても専決で動いていくと思う。一定、復旧に向けて環境が整った時点では、当然その専決の報告も行わなければならない。

それとやはり我々が集めた被災情報を、今度は外に向けて発信していくときには、当然皆様方の力もお借りしなければならないところが出てくる。

それがいつなのかということについては、我々も今の時点では想定はしていないが、ある一定被災状況が明らかになった時点で、我々も対処していく中で、やはり執行部だけで対応できないという事態が発生した時点では、お力を借りなくては行けない。

武石委員長

宮城県も専決の額がすごくあって4,000億円ぐらいとか。

## ○安否確認方法の見直しについて

加藤委員

その他の安否確認の方法についてお伺いしたい。  
参考として、執行部の今の確認のやり方と、議会の事務局内での安否確認のあり方と、議員に対する安否確認のあり方、この3つについて説明願う。

総務課長

お手元の資料7ページをごらん願う。安否確認方法の見直しについて記載している。  
今、加藤委員から、まず職員のほうはどうなっているかというお話があった。  
(1)の矢印の下をごらんいただくと、県職員のほうは、この昨年度末に、民間企業と提携して、携帯電話のメールを活用して安否確認をするというシステムをつくっている。  
具体的なところ。下へおりたところに二重囲みで具体的内容とあるが、県内で震度5弱以上の地震が観測されたときに、このシステムに登録している職員の携帯電話に安否確認のメールが一斉に自動配信をされるという形になっており、それを具体的に言うと、もう1枚めくった8ページをごらんいただくと、どういうメールが自動的に送られてくるかというのもそこにある。  
設問が3つ、本人が安全かどうか、自所属への登庁の可否、現在の居場所、これは固定的に全ての職員に同じ形でまず第一報確認が送られ、これに答えていく。  
県として、あるいはそれぞれの所属で今職員がどういう状況にあるかということを集計もできる。こういう形をとっている。  
議員については、今の活動指針の中で定めているのは、とりあえず電話やファクスで議員からお知らせをいただく、連絡がない場合は私どもから電話をかける、あるいはファクスなど書面等で確認を求めていくという形をとっているが、それだと7ページの一番上に書いているように、停電が起きたり、あるいは通話が集中したりというようなことで、うまく議員との間で連絡がとれなくなるという状況も考えられる。  
我々職員と同じように自動的に安否確認ができるシステムというのに加わっていただけたらということで、きょう、御提案させていただくところである。

中面委員

いいんじゃないか。

## (2) 東北3県からの聴取事項

西森(雅)委員

できるだけ議員は執行部の邪魔をしない、そういったことが大事と思っている。  
また、今回、南海地震発生時における議員活動の指針の見直しということだが、議員活動の指針ということだけでいいのか。  
もしくは、議会としてのいわゆるBCP、事業継続計画、そういったものをつくった中で、この議員活動はどうなのかというところを議論していくことも大事じゃないかなと思う。そのBCP、いわゆる事業継続計画、これは、議員も事務局も全部ひっくるめた議会としてのもの。それがまず必要じゃないかと思う。  
その中で、この議会や議員活動とかということになってくると思う。  
事務局の動きとか、そういうことも全部ひっくるめた、議会としてのBCPをまずつくって、それから、個別の動きをどうしていくかと。

武石委員長

西森委員におっしゃっていただいた、議会のBCPも確立すべきじゃないかということ。同時進行というか、災害時に活動することイコールBCPにつながるし、そのルールづくりというのは非常に重要だと思う。

その観点で、議論を深めていただきたい。

- 西森（雅）委員 議員活動だけということになると、非常に限られた話になる。高知県議会としての議論が必要。
- 加藤委員 もう一点、この見直しは南海地震に特化したものなのか、それともそれ以外の危機管理も想定しているのか、そこの整理をしておいたほうがいいのではないか。この議員活動指針も南海地震発生時ということ縛っている。  
例えば、台風であったりとか、もっと言うとテロ行為であったりとか。どこまでの緊急事態の活動なのか、整理は要るんじゃないかと思う。
- 武石委員長 その点についてどうか。南海地震に限るのか、それ以外の危機管理全般に適用していくのか。
- 中面委員 例えば、テロとか台風なんかというのは、全く状況が違ってくる。それを全部統一してということできない。今回は南海地震に特化しなければ。
- 武石委員長 そういうことでよろしいか。  
  
(異議なし)
- 武石委員長 そこで、その南海地震というのは、後で考えれば南海地震だとわかるが、揺れているときには、基本的に南海地震かどうか、わからないと思う。  
執行部の場合は震度5以上で対応するということだ。
- 橋口副部長 5弱以上。
- 武石委員長 どうするか。指針としては南海地震の場合と規定していても、さっき言ったようなことになると思うので、震度で規定するのかどうかと。そのあたりは。
- 浜口局長 今年度から、危機管理部の御協力を得て、執行部の災対本部が開かれるときには、議会事務局から連絡員を座らせてもらって、そこで情報収集をして、その情報を議長、副議長にはお知らせをするというような形が、とりあえず今現在できてきたので、実際の南海地震であろうが台風であろうが、特に人的被害を中心にした被害が出た場合は、当然に一番はまず、執行部の災対本部からの情報収集をしてお知らせをする。人的被害が出たような場合には常任委員会を急遽開かなければならないようなケースもあるかと思うので、御判断の材料として。  
さらにそのもう一つ、小さな事務的な部分の動きは、こだわらずに、執行部の災対本部と連動して動いていくという形。  
今現在、そういうふうなイメージで動いているというふうに御理解いただければ。
- 桑名副議長 先般、震度5の地震があったときに、加藤委員だけがちゃんと登庁された。  
災対本部に入った時に、議員として何ができるのか、またどんな状況だったのか、加藤委員、説明願う。

- 加藤委員 オブザーバーで座っていただけ。できる限り、先ほど来御意見が出ているとおり、余り積極的に意見を言わないように座っていた。
- 武石委員長 加藤議員がいることに対して、執行部はどのように。
- 野々村  
危機管理部長 災対本部の中に確か、当時50名ぐらいの職員がいたが、それでも手一杯で動いていた。つきっきりで対応できるかという、なかなかそこまでいっていない。室内にいていただいて、我々の災対本部の状況を確認していただき、集まってきている被害情報なども御確認していただいていたということ。我々が御説明するということまでは対応していなかった。
- 梶原委員 先ほど来、邪魔にならないようにという論調がかなり出てきているが、邪魔にならないということも含めて、委員長が言われてるようにいかに有効な活動をするかということを考えてときに、最初のうちの活動について、根拠と権限と立場を明確にしたほうが動きやすい。
- 実際、東北であった通行規制、燃料、情報収集であったり、さまざまところは、かなりカバーされると思う。
- 有効な活動というのが、それぞれの場所場所、地域地域でも違う。
- 市町村の災対本部にもオブザーバー的に入るということにしても、市町村と言っても、選挙区の中に市役所が一つあるのか、幾つあるのか、それも全然違うし、実際、中面委員が言われたとおり市長と2人で現地調査を行ったりしたとかいう話も聞いて、何をしたら一番有効な活動なのかということを実地で決めて現地で判断をできるように。
- 逆に東北の場合は、手探りの状態だったからこそ自分たちが本当にこれをしないといけないということを実地判断して決めてできた。
- ある程度、議員活動の根拠と権限と立場があれば、それをしなくちゃならないということにもなる。市町村の災対本部にしても、幾つか、例えば選挙区内市町村3つ4つあると、そこを全部回らないといけないとか、そういう活動に今度制約されて、本来しなければならない、有効的な活動、判断というもの、しにくくなるのかなと。
- そこも考えながら決めていかなければならないと思うので、今後、東北へ調査することとか、実際現地に調査に行ったときに、その辺をちょっと詳しく聞いてみながら、また決めていきたいと思う。
- 中面委員 基本的にどんな状況で災害が起きようが、明るくなって状況が分からない以前で、我々動いたところで邪魔になるだけ。だから、それまでじっとしているのが一番だと思うし、東北もそういう状況にあった。
- それで、じゃあいつどのような状況で行動するかは、あくまでも個人の置かれた状況によって全く違う。
- この委員会としては、じゃあそのときに、県会議員として、活動できる法的根拠を与えるということがメイン。
- そこのところだけ与えていただければ、あとはもう各自で判断していくしかないということだと思う。

- 武石委員長 服装については、防災服に着替えて行く余裕があればそれはそれとして、そんな余裕があるとも限らない。普段着で行った場合、顔で判断するしかない、判断してもらうしかないの、それが市町村の災対本部に行ったとき、あるいは地域本部に行ったときに果たして。誰かは顔わかるとしても、皆がわかるはずもない。  
そうなったときに、身分証明のようなものが要るかもしれない。パジャマで行くかもわからんから。  
そうすると、平時から、県議会の災対本部の誰それっていう身分証明書も構えておいて、緊急時にそれを首に引っかけて動くとかいうことも大事かもしれない。
- 中面委員 東北では、身分証明書を持っていた。名前も書いていなかったか。
- 武石委員長 それも東北に照会をかけたらいと思う。
- 中面委員 宮城は皆さん持っていた。震災後につくりましたと。
- 坂本（茂）委員 いろいろ出ているが、どういう位置づけでどう動いていくか、可視化させてもらったほうがわかりやすくなると思う。  
例えば、発災直後日にちを追った時系列で、ここでどういうものが立ち上がるとか。そこには課題として何があるとかいうものを、A3の横にでもしたものを。  
ベースをつくっておいて、そこにみんなお互いの言うことを入れていって、ここでは何が必要なのか、例えば直後にそこへ行くことが果たしてどうなのかという、今も意見が出ていたそれに対してどういうふうにか考えるかとかいうことを記入していけば。  
ここでの議論にはそぐわないのかもしれないが、ある意味ワークショップ的なものにしていかないと。  
なかなかお互い言い合ってもね。それがどういうふうにその議論の中に収れんされていきゆうのかが、ちょっと見えにくい。そのあたり御検討いただけたら。
- 武石委員長 そのとおりだと思う。  
今日の時点は、いろいろ考えを述べていただいて、いろんな要素をテーブルへのせて、その中で東北に照会をかけるものを洗い出し、照会の結果出たものを、今、坂本委員がおっしゃったような、時系列的になるのか、そういったものに落とし込んでいって、その後、協議をして取りまとめに向けていくというイメージを持っている。  
できるだけ、きょうのところは、意見を出しあっていたらと思う。
- 西内（健）委員 先ほど来お話が出ていますけれども、発災時に、市町村の災害対策本部に我々が入るとするのは、あまり適切ではないと思う。また、県内5ヶ所に地域本部ができたということもあって、その5ヶ所のどこにどの議員が入るか、基本的に最初から第1フェーズ、第2・第3フェーズまでは、その地域本部で活動するんだとか、活動するといっても単純に情報収集だけに努めるべきであるとか、その辺をはっきりさせておいたほうがよろしいんじゃないか。  
なかなか議員に権限を、例えば第2フェーズまで権限を持たされても、多分何もできない。  
権限を持たすというよりも、本当にある程度具体的な状況に沿った調査活動をどのように行うかっていう緩やかな縛りだけにしておいたほうが、よろしいんじゃないか



などと思う。

武石委員長

わかりました。

加藤委員

提案である。

東北3県の聴取に行くが、もし可能であれば、国会のことも言ったが、市町村も。議員がどういう活動をされたかも、議会としてどういう活動をされたかも、参考になることがあれば、あわせて調査を行ってもいいんじゃないかなということ提案したい。

武石委員長

そうですね。

横山副委員長

加藤委員からお話があったこと。

どの災害に対応されるのかという形の中で、やっぱり県下全域に災害が及ぶかという、台風等はそういうわけではないので、どの災害に対応されるのかという形の中で、南海地震を想定したような形での対応とするのが、限定的にするのが一番いいのでは。

それから、先程中面委員から西南豪雨での話があったが、ボランティアに尽きると思う。

特別な権限がないので、一生懸命情報収集とか、それから救助活動とかを。

今、各派代表者会の設置までが5日となっているので、それまでの期間というのは、恐らく、休会中は、それぞれの議員が高知へ集まるというのはなかなか大変だと思うので、できるだけ情報収集しながら、救助活動とかあるいは調査活動を行うと。

その間の議員の身分がどう位置づけられるのか。政務調査活動かどうなのか、それとも公務なのかということも、今回の視察で、研究をしてある程度結論づけなければならないと思う。

特に市町村に行って、いろいろ仕事したい思いというのは僕らもたくさんあるが、そんなに市町村が期待してくれるのかどうかなということになると、していないんじゃないかなろうか、県議会に対して。

だから県議会としても、議員として、市町村の災対本部の中で、県とのやりとりとかそういうことに対して、ある程度助言をしたり、あるいはまた支援をしたりすることができればなど。

そこらあたりについても、当然今回の東北3県への照会等で、どんな形で対応がなされたかについても調査をしていく必要があるだろうと思う。

中面委員

我々に何ができるかという話。

広域で、コツコツ選挙で、我々歩いているので、広域のどこにどんな人がいてという情報は、県会議員が一番持っている。

個別の例えば、市町村の職員がこの集落にはこんなのがあってと。でも彼らは現地に入っていっても全体を見ていない。

県会議員は、選挙のたびにコツコツ行って回っているから、そういう情報は一番持っているの、そういうところが使える活動ということは、やっぱり執行部も頭に置いていただければ、やりやすいと思う。

野々村 危機管理部長	<p>我々も、情報をどう集めるかというのが一番重要で、いろいろなところから情報を入れるということをまず一番最初に考えないといけないと思う。</p> <p>地域本部を設けて災対本部と同じ情報を共有するが、なかなかすぐ災対本部に集まらない情報というのは、地域本部でまず1回情報集約して、そこは上げていただきたいという方向で今整理しているので、地域本部のほうに情報をいただければ、我々も非常に助かるなど。</p> <p>地域本部とここの本部の間は、できるだけ情報通信手段も多重化しているので、まず途絶するということは考えづらいと思うので、そこは情報はやりとりできるので、いただいた情報は、かなり活用できると思う。</p> <p>連携という部分で参考だが、うちの災対本部で今使っている被災情報も、同じ情報を、四国・中国8県には見れる、災対本部でも見れるような形で、今は連携がとれるような形にしている。</p>
米田委員	<p>検討項目も大体出てきているので、やはり経験した、体験した東北3県への照会もして、それに基づいて議論したほうが良いと思う。</p> <p>だから、もうきょうは、この案でいけば。</p> <p>あとスケジュール的に、どういう議論していくかということをお話したらどうかなと。</p>
武石委員長	その通り。
土森委員	<p>米田委員の言われるとおりで、被災地の情報、いろいろ経験したこと、重要だと思う。</p> <p>我々県議会議員としてということだが、発災後直ちに、県会議員として活動できることがほとんどなかったと思う。</p> <p>震災後、県会議員がどう動いたのかも聞いてみないといけない。</p> <p>県会議員が実際動き始めた時期がどこからか。おそらく復旧を行った後か。救命、救助といとなかなかそこまで手が届かないと思う。</p> <p>それから、道路の啓開だとか、いろんなところの細かいこともやられていると思うし、そういう項目を整理して質問をかけていくと。これをきれいにして、その後、じゃあ100日たった段階でどういう状況だったか、時系列で整理する、そういうことも大事だと思う。</p> <p>場所によって被災状況は変わってくるという前提で、物を考えてみないといけない。</p> <p>東北3県が大変な被災を受けた。だから、議員としてどういう活動をしたかという経験がある。その辺をきれいに整理した上で、どういうところを聞こうと、それをもとにして整理していくということ。</p>
武石委員長	<p>御意見の方向で進めてまいりたい。</p> <p>いただいた御意見をもとに、東北3県への照会事項として整理をして照会をするということにしたい。照会事項については、正副委員長に一任いただいてよろしいか。</p> <p>(異議なし)</p>
武石委員長	それでは、さよう決する。

なお、追加したいというものがあれば、来週7月11日をめどに、事務局に申し出ていただけたら、追加をして照会事項とする。

### (3) 見直し作業の進め方及びスケジュール(案)

武石委員長

見直し作業の今後の進め方とスケジュールについて、総務課長、説明願う。

川村総務課長

一旦、資料の1ページにお戻り願う。

先ほどまでのお話で、大体イメージを持っておられると思うが、3番に進め方をざっと表示している。

まず、課題の整理等を行って、かつ東北3県へ文書で照会を行った上で、見直しの方向性等を整理して、具体的に訪問調査へ足を運ぶと。それを受けて見直し案を御協議いただいてというようなことである。

もう少し具体的なスケジュールということになると、資料の6ページをごらん願う。

これが7月から12月まで、月ごとのスケジュールだが、とりあえずきょう、4日に具体的な話に入り、7月の中ほどにある照会事項協議というのは、正副委員長一任ということであったので、開催はしない。

7月の下旬に東北3県へ照会を行って回答をいただいて、それを8月の中旬から中旬にかけて整理を行った上で、8月の18、19、20日、このあたりで一度議会運営委員会を開いていただいて、回答内容を整理し、具体的に、さらにどういうことを東北へ足を運んだときに聴取するかということをお協議いただく場があればと考えている。

具体的にいつ東北に足を運ぶかは、9月のところをごらん願う。

9月の8、9、10日のところ。ピンポイントになっているが、実は本県の議会日程とか、東北3県の議会の都合等々をいろいろ確認する中で、この9月の8、9、10日でないとなかなか日程がとりづらいということがある。

かつ、訪問調査というところの上に小さく、丸、三角と見えると思うが、福島県は知事選の影響で12日から議会が始まるということで、ちょっともう直前なので、できればというようなお話もあったので、足を運べるとしたら宮城県、岩手県、この2県ということではいかがかというところである。

実際にそこに行くということで御決定いただければ、足を運んで、それから帰ってきて聞いてきた内容を整理しながら、具体的に見直し案を御協議いただいと。

並行して、事務局のマニュアルを。案は事務局レベルでつくっている部分があるので、それと指針の見直しとの整合性を図りながら、双方合わせて、11月の終わり、12月議会の手前の議会運営委員会までに整理をし切れたらなというのが、とりあえずのイメージである。

武石委員長

スケジュール案について御意見があれば、どうぞ。

(正副一任)

武石委員長

それでは、さよう決する。

調査出張の日程は9月8日から10日とし、調査出張の詳細については、正副委員長に一任願う。

## 2. その他

- 武石委員長 8月の、聴取事項の整理については、できれば本日日程を決めておけたらと思うが、可能か。可能であればお願いします。
- 8月の18、19、20日。曜日になると月曜、火曜、水曜。この中で1日、議運を開きたい。
- (18日で。)
- 武石委員長 午前、午後はいかがか。
- (どちらでも構わない。)
- 武石委員長 それでは、18日月曜日の13時からとする。
- 東北の訪問調査については、どこか可能な範囲で市町村を取り上げて、その市町村でどういうことが起こっていたのか、そのときにその市町村議会あるいは首長さんが地元の県議会議員とかとどういう連携をしたのか、どういう課題があったのかということも、時間的に可能であれば、調査をしたい。その辺を視野に入れながら調整をしたい。
- それから、先ほどの携帯メールでの安否確認については、総務課長からも説明いただいたが、県議会も安否確認を携帯メールで行うということによろしいか。
- (異議なし)
- 武石委員長 それでは、さよう決する。
- 以上で、本日の議会運営委員会を終わる。